

令和5年度公民協働による公園づくり推進事業 提案募集実施要項

1 事業の名称

令和5年度公民協働による公園づくり推進事業

2 事業の目的及び概要

公民協働により子育て環境整備を推進するため、町内にある都市公園、開発小公園、展望公園又は児童公園の利活用や魅力向上に資する提案に対して、その実施のための費用の一部又は全部を補助することにより、公園を賑わいや交流が生まれる魅力的で楽しい場とするとともに、協働で公園をつくる楽しさを広げることを目指すものである。

3 事業提案募集の内容

町内にある公園が賑わいや交流が生まれる魅力的で楽しい場所になり、協働で公園をつくる楽しさが広がる「公園の利活用や魅力向上に資する具体的な実行案」を募集する。

(1) 対象公園

- ① 荒井城址公園（真鶴1789）
- ② 用留小公園（真鶴1931-40）
- ③ 塔ノ入広場（真鶴1914-23）
- ④ 塔ノ前広場（岩278-11）
- ⑤ 立ヶ窪広場（真鶴1836-1）
- ⑥ 石田保育園横広場（真鶴1933-12）
- ⑦ 滝の入小公園（岩678-54）
- ⑧ 西脇分譲地小公園（岩925-20）
- ⑨ 棚子下小公園（岩756-7）
- ⑩ サンライズポイント前小公園（岩777-7）
- ⑪ 星の丘小公園（岩910-14）
- ⑫ 馬場広場（岩758-3）
- ⑬ 城口広場（真鶴1795-26）
- ⑭ 横吹小公園（真鶴76-17）
- ⑮ 山下広場（真鶴1200-103）
- ⑯ お林展望公園（真鶴1178-1）
- ⑰ 大ヶ窪ちびっこ広場（真鶴140-1）
- ⑱ 宝性院ちびっこ広場（真鶴798-1）

(2) 提案禁止行為

以下の提案については対象外とする。対象となるか不明な場合は、事前に問合せ先に相談してください。

【公園①～⑱共通】

- (ア) 宗教的な活動又は政治的な活動を目的とした提案
- (イ) 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある提案
- (ウ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予測される行為を伴う提案
- (エ) その他本事業の趣旨等に照らし相当でない提案

【公園①～⑮について】

- (ア) 真鶴町都市公園条例第5条の規定で禁止されている行為

※ 都市公園管理者（都市公園法第2条の3の規定により都市公園を管理する者）の都市公園法上の許可を受けた提案である場合は、この限りでない。

- 1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- 2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 3) 土地の形質を変更すること。
- 4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- 7) 指定された場所以外の場所へ自動車、自転車等を持ち入れ、又はとめおくこと。
- 8) 指定された場所以外の場所に、動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込むこと。
- 9) 公園をその用途外に使用すること。

【公園⑯について】

- (ア) お林展望公園条例第12条の規定で禁止されている行為

※ 真鶴町長が特別の理由があると認めて許可したときはこの限りではない。

- 1) 許可なく所定の場所以外で火気を使用すること。
- 2) 公園の施設及び駐車中の自動車を汚損又は滅失すること。
- 3) みだりに騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなどの他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 4) 所定の場所に備え付けた物品等を移動すること。

- 5) 所定の場所以外での喫煙又は飲食をすること。
 - 6) 許可なく飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
 - 7) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布すること。
 - 8) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
 - 9) 他の自動車の駐車又は走行を妨げること。
 - 10) 動物（身体障害者補助犬を除く。）を公園内の所定の場所以外に持ち込むこと。
 - 11) 前各号のほか、公園の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (イ) 神奈川県立自然公園条例第19条の規定で禁止されている行為
- ※ 予め知事の許可を受けたときはこの限りではない。
- 1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 2) 木竹を伐採すること。
 - 3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 6) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 7) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 8) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - 9) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 11) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - 13) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - 14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

(3) 事業の履行期間及び補助限度額

(ア) 履行期間 補助金交付決定日～令和6年3月8日(金)

(イ) 補助限度額 500,000円

事業実施に必要な経費の一部又は全部を補助するが、上限額は50万円とする。

また、複数の提案が選定された場合、それぞれの提案の補助対象経費等により按分して算出した額を補助金額とする。

4 応募資格

町内外を問わず、町内の各公園に対する思いがあり、公園の利活用や魅力向上に関する提案を行い、その内容を実行できるグループ、企業、団体又は個人とする。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合は、応募することができない。

【応募の除外要件】

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、町県民税等のいずれかを滞納している者

5 提案書等の提出

以下のとおり審査に必要な書類(以下、「提出書類」という。)を提出してください。

(1) 提出期間

令和5年6月19日(月)から令和5年7月7日(金)までの期間、毎日、午前9時から午後5時までとする(土日祝日を除く)。

(2) 提出先

真鶴町政策推進課戦略推進係 (住所: 〒259-0202 真鶴町岩244番地の1)

(3) 提出書類の内容及び様式

(様式1) 提案書提出届

(様式2) 提案計画書

(様式3) 収支予算書

(様式4) 提案者概要書

(様式5) 事業の実施体制

(様式6) 誓約書

(任意様式) 団体の規約・定款・名簿

(4) 提出方法

提出書類は、9部（正本1部、副本8部）を、郵送又は持参により担当課へ提出してください。ただし、郵送の場合は期間中に到着したものに限り受け付ける。

6 選定の基準・方法

(1) 選定基準

提案内容の審査は、以下の基準で審査する。

- ① 事業目的に基づいた提案であるか
 - ・公園が賑わいや交流が生まれる魅力的で楽しい場所になる
 - ・協働で公園をつくる楽しさが広がる
- ② 実施できる体制及びスケジュールとなっているか
- ③ 収支予算として実行できる計画となっているか
- ④ 一過性ではなく、持続的もしくは発展的又は実験的な提案であるか
- ⑤ 工作物や建築物などを設置する場合には、その安全性、維持管理方法は妥当であるか

(2) 選定方法

真鶴町職員（幹部職員）で構成する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を開催する。応募者による提案内容の説明と質疑応答を実施し、選定する。

(3) 選定委員会実施日

応募者に別途通知する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知する。

7 配布資料一覧

(様式1) 提案書提出届

(様式2) 提案計画書

(様式3) 収支予算書

(様式4) 提案者概要書

(様式5) 事業の実施体制

(様式6) 誓約書

8 担当（問合せ先）

真鶴町政策推進課戦略推進係 石井

所在地：〒259-0202 真鶴町岩244番地の1

TEL：0465-68-1131（内線311）

FAX：0465-68-5119

E-mail：sei_senryakusuishin@town.manazuru.kanagawa.jp